



---

## 福島県内除去土壤等の県外最終処分に 向けた取組

---

2026年1月22日

環境省 環境再生グループ

参事官補佐 村岡 諒平

## 除去土壤等に係るこれまでの取組

# 環境再生と復興の歩み（1）

- 2011年 3月 東日本大震災、東京電力福島第一原発事故が発生
- 8月 放射性物質汚染対処特措法<sup>※1</sup>の公布  
→国等による除染等を法制化
- 2012年 7月 本格的な除染(面的除染)開始
- 2013年 12月 国が中間貯蔵施設の設置及び既存の管理型処分場の活用の受け入れを福島県、大熊町、双葉町等に要請
- 2014年 9月 福島県知事が中間貯蔵施設の建設受け入れを容認
- 11月 日本環境安全事業株式会社(JESCO)法改正  
→福島県内除去土壤の県外最終処分を法制化
- 12月 大熊町が中間貯蔵施設の建設受け入れを容認
- 2015年 1月 双葉町が中間貯蔵施設の建設受け入れを容認
- 3月 中間貯蔵施設への除去土壤等の輸送を開始
- 2016年 4月 中間貯蔵除去土壤等の減容・再生利用技術開発戦略  
(技術開発戦略)を策定



※1 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

# 環境再生と復興の歩み（2）

- 2018年 3月 帰還困難区域を除くすべての市町村で面的除染が完了
- 11月 **飯舘村長泥地区**において**農地造成再生利用実証事業**に着手
- 2021年 3月 いっしょに考える「福島、その先の環境へ。」シンポジウム開始
- 2022年 10月 **中間貯蔵施設区域内**において**道路盛土実証事業**に着手
- 2023年 5月 第1回IAEA専門家会合※1を実施（第2回2023年12月、第3回2024年3月）
- 2024年 9月 IAEA専門家会合の最終報告書を伊藤前大臣に手交
- 12月 **福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議**（推進会議）を設置
- 2025年 3月 **除去土壌の復興再生利用・埋立処分の基準等**を策定、  
県外最終処分に向けた2025年度以降の進め方を公表
- 5月 第2回推進会議を開催、**基本方針**※2を策定
- 7月 **首相官邸において基準策定後初の復興再生利用**を実施
- 8月 第3回推進会議を開催、**ロードマップ**※3を策定
- 9月 **環境再生に関する技術等検討会**を設置
- 10月 **霞が関の中央官庁の花壇等において復興再生利用**を実施



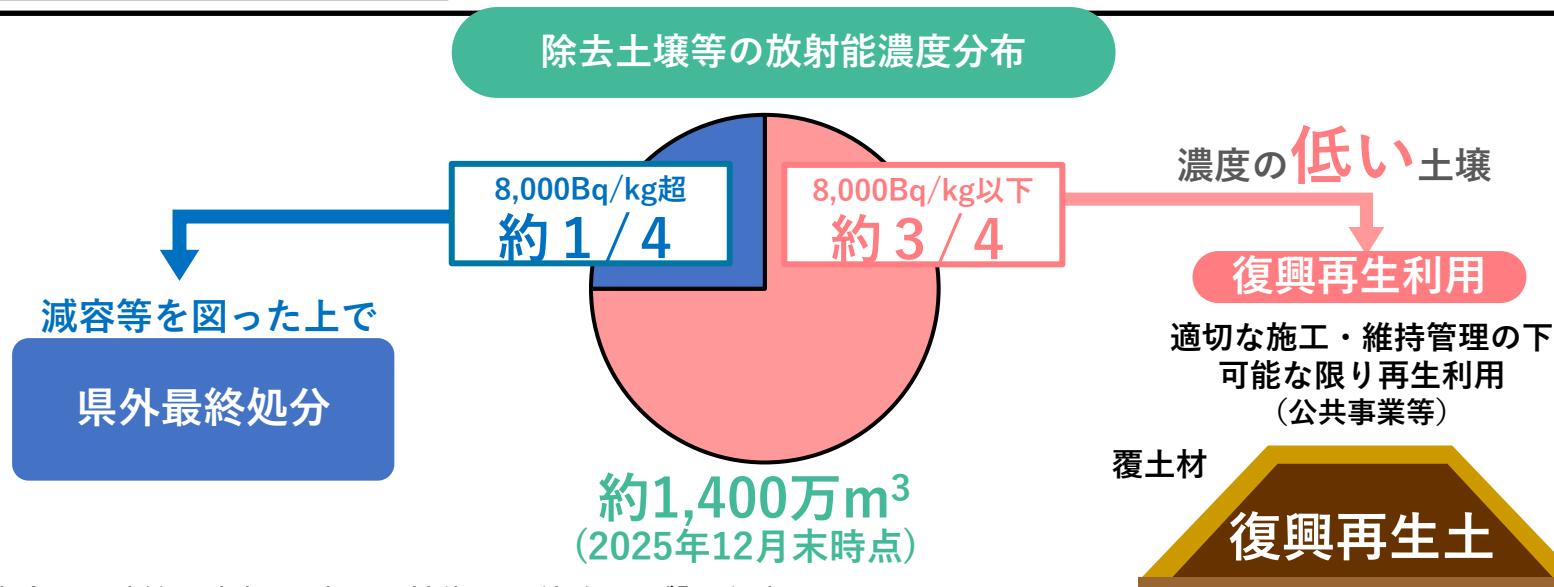
※1 除去土壌の再生利用等に関するIAEA（国際原子力機関）専門家会合

※2 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針

※3 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ

# 県外最終処分に向けた取組状況

- 福島県内で発生した除去土壤等については、中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることと法律で規定。
- 県外最終処分の実現に向けては、除去土壤の復興再生利用等による最終処分量の低減が鍵。2016年に策定した方針<sup>※1</sup>に沿って、減容技術の開発、再生利用の実証事業、全国民的な理解醸成等を着実に進めてきた。
- これまでの取組の成果や、国内外の有識者からの助言等も踏まえ、2025年3月に復興再生利用・埋立処分の基準を策定した。また、最終処分場の構造・必要面積等の複数選択肢を提示し、2025年度以降の取組の進め方<sup>※2</sup>についてとりまとめた。
- 除去土壤の復興再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、2024年12月に「福島県内除去土壤等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」が設置された。



※1「中間貯蔵除去土壤等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」

※2「県外最終処分に向けたこれまでの取組の成果と2025年度以降の進め方」

# 福島県内除去土壤等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議について

○福島県内除去土壤等の県外最終処分の実現に向けて、除去土壤の復興再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、閣僚会議<sup>※1</sup>を2024年12月に設置。第2回を2025年5月に開催し、基本方針<sup>※2</sup>を策定。第3回を2025年8月に開催し、当面5年程度のロードマップ<sup>※3</sup>を取りまとめた。

※1 福島県内除去土壤等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議

※2 福島県内除去土壤等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針

※3 福島県内除去土壤等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ

○ロードマップでは、復興再生利用の推進に向けて、霞が関の中央官庁9か所での利用について順次施工、分庁舎・地方支分部局・所管法人等への取組の拡大等を進めるとともに、県外最終処分に向けて新たな有識者会議を設置し、除去土壤等の減容や最終処分に関して、専門的知見を活用して検討を行い、2030年頃の目指すべき姿として県外最終処分シナリオ・候補地選定プロセスを具体化し、候補地の選定・調査を始めることとしている。また、復興再生利用の必要性・安全性等に対する理解醸成に向けて、ポスターやSNS等を通じた情報発信や、中央官庁等での復興再生利用の現場活用等を行うこととしている。

○県外最終処分に向けた取組を段階的かつ確実に実施できるよう、本閣僚会議を年に1回程度開催し、進歩状況を継続的に確認する。

## ＜第3回会議の様子＞



# 福島県内除去土壤等の県外最終処分の実現に向けた 再生利用等の推進に関する基本方針



2025年5月27日 福島県内除去土壤等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議決定

- 2024年12月、「福島県内除去土壤等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」を設置。(議長：官房長官、副議長：環境大臣、復興大臣、構成員：内閣総理大臣を除く他の全ての国務大臣)
- 福島県内除去土壤等の県外最終処分の実現に向けて、政府一丸となって取り組むための方針として、今般推進会議において取りまとめる基本方針のポイントは以下のとおり。

## 基本的考え方

- 福島県内で発生した除去土壤等については、中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることと法律で規定。福島全体の復興のため、地元の苦渋の判断により中間貯蔵施設が受け入れられたという経緯も踏まえ、国として責任を持って取り組んでいく。

### 復興再生利用の推進

- 国民の幅広い理解醸成を図るという観点から、官邸での利用の検討を始めとして政府が率先して先行事例の創出等に取り組み、復興再生利用を推進。
- 理解醸成の状況等も踏まえつつ、実用途における復興再生利用の案件創出に取り組むとともに、復興再生利用の本格的な実施・展開を進める。

### 復興再生利用等の実施に向けた理解醸成・リスクコミュニケーション

- 復興再生利用への協力の機運醸成に係る取組や、復興再生利用の必要性・安全性等の説明などの理解醸成の取組を、各府省庁が一丸となって幅広く展開。
- 復興再生利用に対する安心感や納得感を醸成するため、中間貯蔵施設や復興再生利用の現場の見学会等を実施、段階的に拡大。

### 県外最終処分に向けた取組の推進

- 最終処分シナリオの精査に向け、引き続き、減容や最終処分に関する技術的・社会的な観点からの検討を行う。
- 中間貯蔵施設からの搬出等のために必要な施設の検討や、最終処分場の候補地の選定・調査に向け、候補地選定のプロセスの具体化の検討等を進める。

## 終わりに

- 本基本方針を着実に実行するため、本年夏頃に、政府一丸となって当面5年程度で主として取り組む、復興再生利用の推進や理解醸成・リスクコミュニケーションを中心としたロードマップを取りまとめる。

## 復興再生利用に係る取組状況

(2025年夏)

(2030年頃)

復興再生利用の推進

## 総理大臣官邸での利用(実施済)・霞が関の中央官庁の花壇等への利用(2025年9月から順次)

パブリティック・リレーションによる発信・理解醸成 施工 モニタリング

霞が関の中央官庁以外にある各府省庁の庁舎等での率先した事例の創出  
(分庁舎、地方支分部局、所管法人等の庁舎等)関係者とのコミュニケーション  
計画 施工 モニタリング

...

## 実用途における先行事例の創出

## 先行事例の検討

- ・公共事業等における土地造成・盛土・埋立て等への利用
- ・公的主体が管理する施設等での土地造成・盛土・埋立て等への利用
- ・継続的かつ安定的に事業が実施できる民間企業が行う土地造成・盛土・埋立て等への利用 等

先行事例の創出

知見の活用

ガイドラインの内容拡充・見直し

県外最終処分の管理終了の検討

目指す姿

県外最終処分の実現に向けて、実用途における復興再生利用の目途を立てる

# 除去土壤の復興再生利用基準のポイント

参考：放射性物質汚染対処特措法施行規則第五十八条の四

- 基準の主な内容は、以下のとおり。

1. 再生資材化した除去土壤の放射性セシウム濃度  
※ 追加被ばく線量1mSv/年以下を満たすように告示において8,000Bq/kg以下を設定
2. 飛散、流出の防止
3. 空間線量率の測定（施工時・維持管理時）
4. 生活環境の保全（騒音・振動等）
5. 再生資材化した除去土壤の利用場所であることの表示
6. 再生資材化した除去土壤の利用場所、利用量、放射能濃度等の記録・保存
7. 事業実施者や施設管理者等との工事及び管理における役割分担等を協議

※復興再生利用…東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害からの日本の復興に資することを目的として、実施や管理の責任体制が明確であり、継続的かつ安定的に行われる公共事業等において、適切な管理の下で、盛土等の用途のために再生資材化した除去土壤を利用（維持管理することを含む）すること。

※放射性物質汚染対処特措法では、除染実施者が除去土壤の処理を行うこととされており、再生資材化した除去土壤の利用・管理の責任は除染実施者（なお、福島県内除去土壤については国（環境省）、福島県外土壤については市町村等）。

＜除去土壤の復興再生利用のイメージ＞

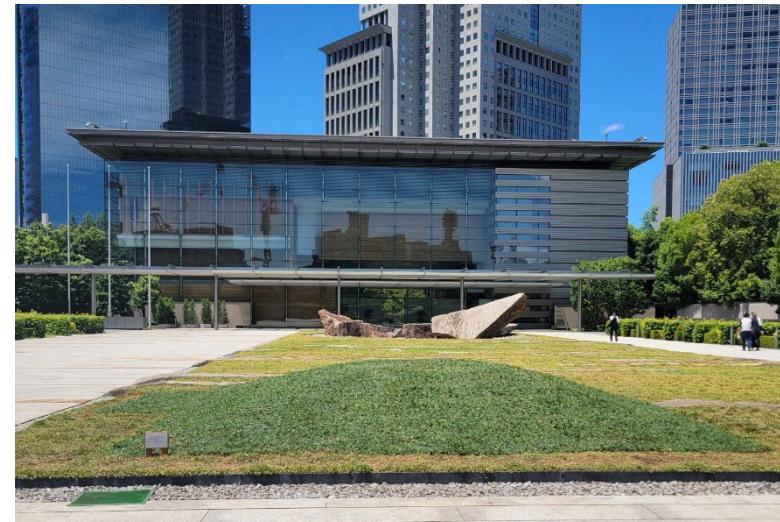


# 総理大臣官邸での復興再生利用

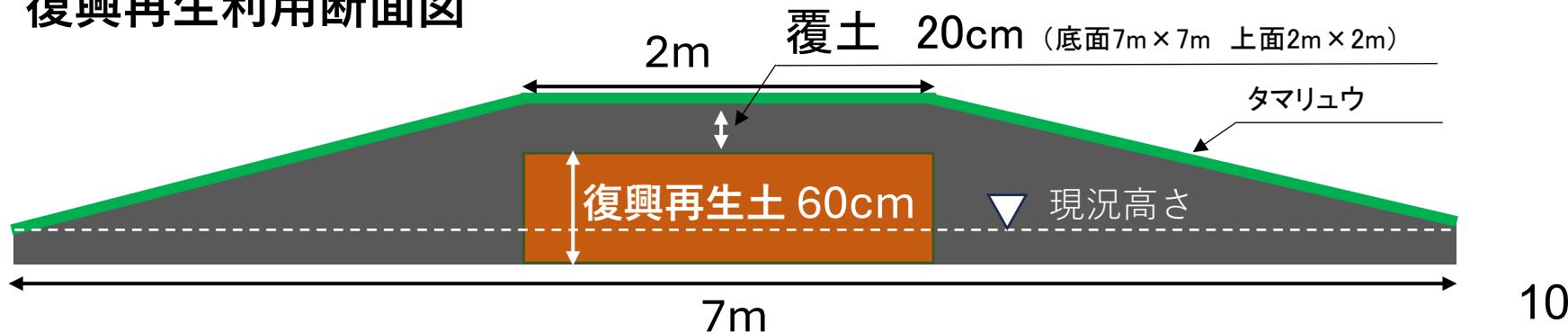
出典: 第1回 環境再生に関する技術等検討会(2025年9月22日)資料3を一部修正

- 施工日: 2025年7月19日、20日
- 施工面積: 7m × 7m
- 復興再生土: 2m × 2m × 60cm 約2m<sup>3</sup>
- 復興再生土の飛散流出防止措置:  
: 覆土20cm
- 復興再生利用の実施個所であることを表示
- 施工前(7/18)の放射線量: 0.07~0.10μSv/時
- 1/9の放射線量: 0.11μSv/時  
→人体への影響を無視できるレベル

施工後の様子



## 復興再生利用断面図



# 霞が関の中央官庁の花壇等への復興再生利用概要



出典: 第1回 環境再生に関する技術等検討会(2025年9月22日)資料3を一部修正

中央合同庁舎第3号館  
正門駐車場花壇  
(国土交通省、  
海上保安庁)



9/20,21  
施工

外務省 南庁舎入口の盛土



10/11,12,13  
施工

中央合同庁舎第8号館  
正面玄関  
駐車場花壇  
(内閣官房、  
内閣府)



9/27,28  
施工

中央合同庁舎第6号館  
北側駐車場  
の花壇  
(法務省他)



9/24,25,26  
施工

中央合同庁舎第2号館  
中庭花壇  
(総務省、  
警察庁、  
消防庁他)



9/20,21  
施工

中央合同庁舎第1号館  
正面玄関前花壇  
(農林水産省、  
林野庁、水産庁)



10/4,5  
施工

中央合同庁舎第4号館  
駐車場前  
花壇  
(復興庁、  
財務省、  
内閣府他)



9/14,15  
施工

経済産業省総合庁舎  
中庭駐車場  
前花壇



9/13,14,15  
施工

中央合同庁舎第5号館  
サンクン  
ガーデン  
(環境省、  
厚生労働省)



9/13,14,15  
施工

※ロードマップで示した霞が関の中央官庁の花壇等での利用場所での工事が完了。(2025年10月)

## 県外最終処分に係る取組状況

# 福島県内除去土壤等の県外最終処分の実現に向けた 再生利用等の推進に関するロードマップ

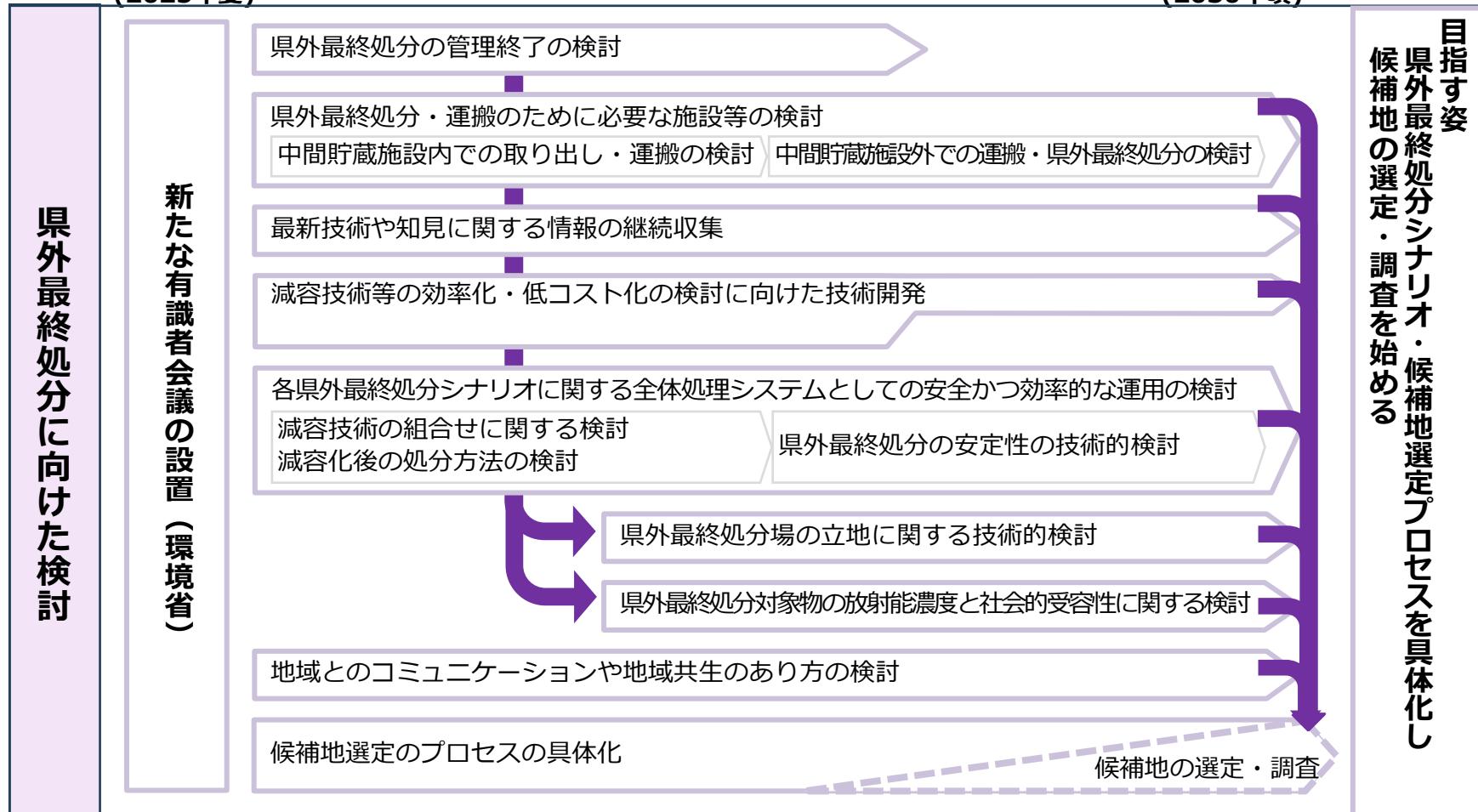


令和7年8月26日 福島県内除去土壤等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議決定

## 抜粋版

(2025年夏)

(2030年頃)



# 除去土壤の埋立処分基準のポイント

参考：放射性物質汚染対処特措法施行規則第五十八条の三

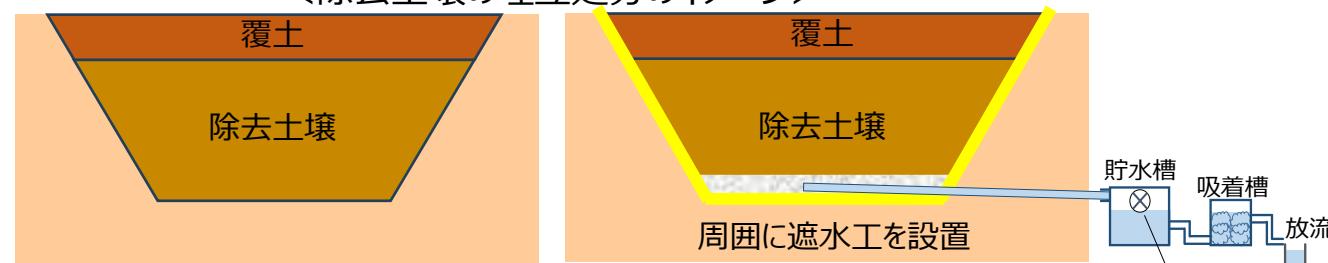
- 基準の主な内容としては、以下のとおり。

1. 飛散、流出の防止
2. 地下水汚染の防止
 

※基本的には除去土壤からの放射性セシウムの溶出は非常に小さいため遮水シート等の地下水汚染防止措置は不要。  
放射性セシウムが溶出すると認められる場合には遮水シートの敷設等を行う。
3. 生活環境の保全（騒音・振動等）
4. 周囲の囲い・埋立処分の場所であることの表示
5. 開口部の閉鎖
6. 空間線量率の測定（施工時・維持管理時）
7. 埋立処分の場所、除去土壤の量、放射能濃度等の記録・保存

※放射性物質汚染対処特措法では、除染実施者が除去土壤の処理を行うこととされており、除去土壤の埋立処分の実施・管理の責任は除染実施者（なお、福島県内除去土壤については国（環境省）、福島県外土壤については市町村等）。

## ＜除去土壤の埋立処分のイメージ＞



※除去土壤からの放射性セシウムの溶出は非常に小さいため、基本的には上記のイメージ

※放射性セシウムが溶出すると認められる場合

※特定廃棄物の埋立処分基準は策定済みであり、放射能濃度が10万Bq/kgを超える場合には、コンクリート構造による外周仕切設備が設けられた場所で処分することとされている。

# 減容技術の比較整理

出典:第19回戦略検討会(2025年2月12日)資料2を一部修正

- 県外最終処分に向けては、技術開発戦略に基づき、これまでに分級処理技術や熱処理技術等の減容技術等の実証事業を実施。
- これまでに実施されてきた減容技術等の実証事業の成果を整理し、有識者に御意見を伺いながら、減容技術等の評価、及び、減容技術等の組合せを検討した。

減容技術	対象物	処理能力	処理効果		コスト	留意事項
			減容・減量効果	生成物の濃度低減効果		
分級処理技術	土壤	◎(大規模な処理が可能)	○(減容・減量効果中程度)	○(濃度低減効果中程度)	比較的低コスト	—
熱処理技術	土壤 (焼却灰)	○(大規模な処理が可能)	◎(減容・減量効果高)	◎(濃度低減効果高)	比較的高コスト	—
化学処理技術	土壤	—(大規模な処理に課題)	—	—	—	—
飛灰洗浄・吸着技術	飛灰	○(大規模な処理が可能)	◎(減容・減量効果高)	◎(濃度低減効果高)	比較的高コスト	洗浄後飛灰、廃水の処理・処分が必要
安定化技術	飛灰、吸着剤	○(大規模な処理が可能)	—		低～高コスト(対象等により異なる)	—

## ■最終処分シナリオの検討

- ・ 環境省では、昨年度まで開催した中間貯蔵除去土壤等の減容・再生利用技術開発戦略検討会において、技術実証事業の成果を踏まえた各減容技術等の評価を行い、県外最終処分に係る複数選択肢を提示するために、減容技術の組合せ等を検討した。
- ・ 検討に当たっては、最終処分の対象となる除去土壤等の量や放射能濃度の推計や、放射線安全評価による各シナリオの安全性の確認も行った。

## ■減容技術等の適用・組合せの検討

- ・ 除去土壤と廃棄物の焼却灰は性状等が異なるため、分けて検討を行った。
- ・ 除去土壤について、技術の組み合わせにより4種類のシナリオを検討した。
- ・ 廃棄物の焼却灰については、中間貯蔵施設内の仮設灰処理施設で溶融処理されていることから、これにより生じる溶融飛灰に対して、直接安定化処理を行う方法、または更なる減容化を図り、洗浄・吸着処理を行った上で安定化処理を行う2種類のシナリオを検討した。

## ■除去土壤の量と放射能濃度の推計の考え方

- ・ 除去土壤等の量としては、今後搬入が見込まれるものも含め、対象とする除去土壤は約1,485万袋( $m^3$ )、除染廃棄物を焼却した際に生じた灰(焼却灰)は約42万tとした。
- ・ 放射能濃度については、2024年度末(2025年3月31日時点)における時間経過を考慮して推計した。

# 最終処分の方向性の検討

出典：第19回戦略検討会（2025年2月12日）資料2を一部修正

## ■ 8,000Bq/kg超の除去土壌等の最終処分シナリオ

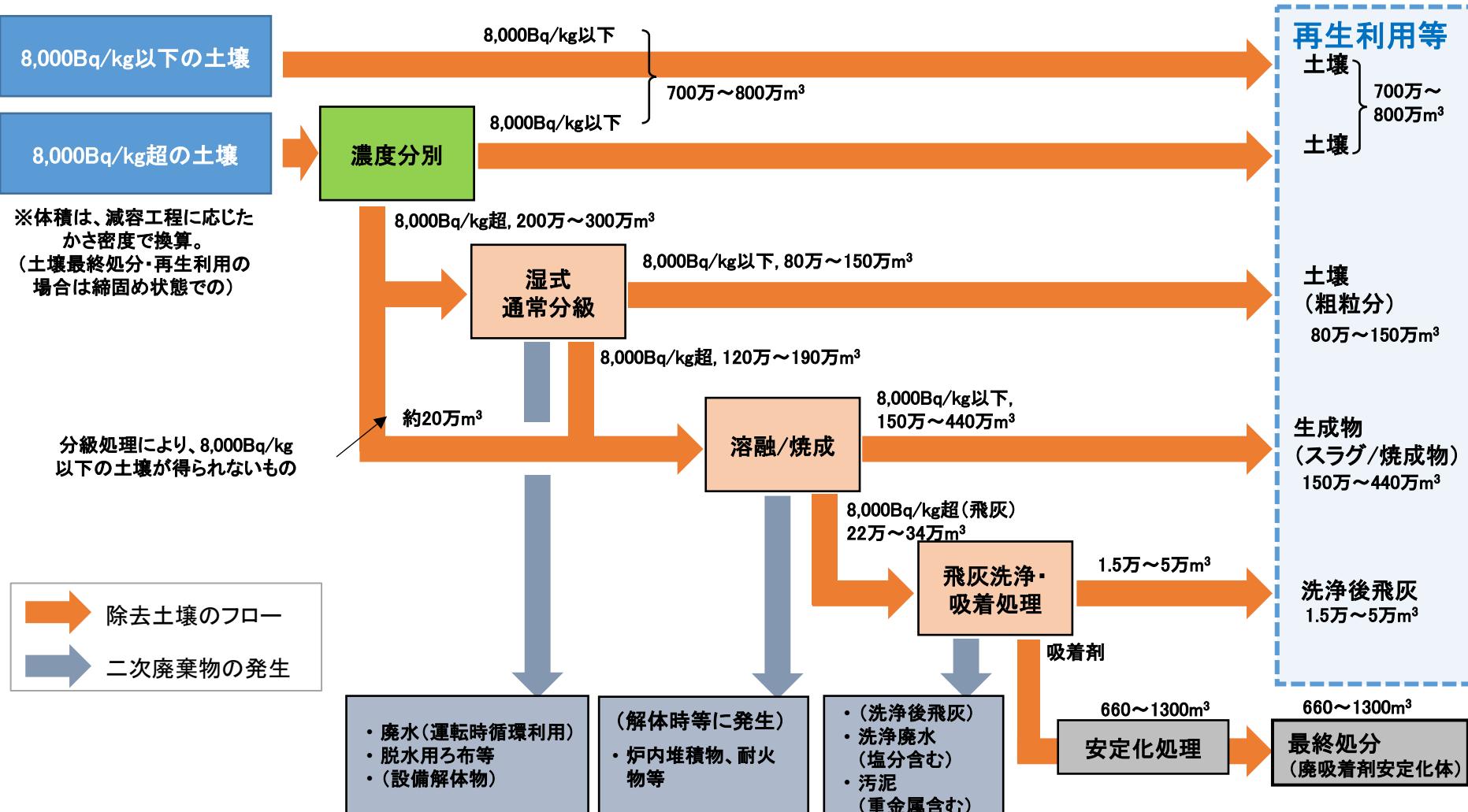
技術の組合せ	分級処理	熱処理	飛灰洗浄・吸着(処理)	シナリオの説明
シナリオ(1)	実施しない	実施しない	実施しない	濃度分別のみ実施し、減容処理は実施しない。
シナリオ(2)	湿式通常分級	実施しない	実施しない	分級処理によって得られる粗粒分が8,000 Bq/kg以下となることが期待される濃度帯の土壌を湿式通常分級処理。
シナリオ(3)	湿式通常分級	溶融or焼成	実施しない (飛灰をそのまま固型化)	分級処理後の細粒分、及び分級処理対象外の8,000 Bq/kg超の土壌を熱処理。飛灰を安定化処理。
シナリオ(4)	湿式通常分級	溶融or焼成	洗浄・吸着・セメント固型化	熱処理によって発生する飛灰を洗浄、洗浄水中の放射性セシウムを吸着剤で吸着し、更なる減容化を図る。吸着剤を安定化処理。

## ■ 廃棄物(焼却灰)の最終処分シナリオ

技術の組合せ	熱処理	飛灰洗浄・吸着(処理)	シナリオの説明
シナリオ(1)～(3)	溶融	実施しない (飛灰をそのまま固型化)	焼却灰を灰溶融処理。飛灰を安定化処理。
シナリオ(4)	溶融	洗浄・吸着・セメント固型化 (仮設灰処理施設その2飛灰はそのまま固型化)	熱処理によって発生する飛灰を洗浄、洗浄水中の放射性セシウムを吸着剤で吸着し、更なる減容化を図る。吸着剤を安定化処理。

# 除去土壤の最終処分における最終処分量等の整理

- 除去土壤について、各減容技術の組合せを踏まえたシナリオごとに、最終処分量や放射能濃度を整理した。また、処理に伴い発生する二次廃棄物等についても整理した。
- ここではシナリオ4についての検討結果を示す。



# 県外最終処分に係る複数選択肢

出典: 第1回 環境再生に関する技術等検討会(2025年9月22日)資料4

	シナリオ(1)	シナリオ(2)	シナリオ(3)	シナリオ(4)
減容技術の組合せ	減容しない	分級処理	分級+熱処理	分級+熱処理+飛灰洗浄
最終処分量※1	約210万～310万m <sup>3</sup> 【内訳】 除去土壌：200～300万m <sup>3</sup> 廃棄物：約10万m <sup>3</sup>	約150万～220万m <sup>3</sup> 【内訳】 除去土壌：140～210万m <sup>3</sup> 廃棄物：約10万m <sup>3</sup>	約30万～50万m <sup>3</sup> 【内訳】 全て廃棄物	約5万～10万m <sup>3</sup> 【内訳】 全て廃棄物
放射能濃度(土壌由来)	数万Bq/kg程度	数万Bq/kg程度	十万Bq/kg～	～数千万Bq/kg
構造(処分場のタイプ)	〈①除去土壌〉 覆土 除去土壌	〈②廃棄物(10万Bq/kg以下)〉 覆土 飛灰固型化体 ※10万Bq/kg以下 周囲に遮水シート等を設置	〈③廃棄物(10万Bq/kg超)〉 飛灰固型化体 (吸着剤安定化体) ※10万Bq/kg超 コンクリート構造の外周仕切設備	
必要面積※2	約30～50ha	約30～40ha	約20～30ha	約2～3ha
減容処理コスト※3				→

※1 これまでに実施した技術実証事業の成果を踏まえ、減容率を設定して試算し、締固め時のかさ密度で換算。  
シナリオ間の比較のしやすさの観点から、数量は概数にて記載。

※2 ①、②のタイプの処分場は厚さ10m、③は厚さ5mとして計算。埋立地必要面積のみの評価で、離隔距離の確保や附帯施設等は考慮していない。

※3 シナリオ(1)は減容技術を適用しないため、減容処理コストは0となるが、減容技術の適用が増えるほど減容処理コストは大きくなる。

# 県外最終処分に係る複数選択肢の比較整理（最終処分量・面積）

出典：第10回技術WG（2025年2月7日）資料3

		シナリオ(1)	シナリオ(2)	シナリオ(3)	シナリオ(4)
<b>最終処分量全体</b>		減容無し	分級	分級/熱処理	分級/熱処理/飛灰洗浄
<b>最終処分量全体</b>		約210万～310万m <sup>3</sup>	約150万～220万m <sup>3</sup>	約30万～50万m <sup>3</sup>	約5万～10万m <sup>3</sup>
	<b>土壤由来</b>	200万～300万m <sup>3</sup>	140万～210万m <sup>3</sup>	25万～35万m <sup>3</sup>	0.07万～0.13万m <sup>3</sup>
構造①	<b>最終処分 ※安定型相当</b>	除去土壤 200万～300万m <sup>3</sup> (1.6万Bq/kg)	細粒分等 140万～210万m <sup>3</sup> (2.3万Bq/kg)	—	—
構造③	<b>最終処分 ※遮断型相当</b>	—	—	飛灰固型化体 25万～35万m <sup>3</sup> (12万Bq/kg)	吸着剤安定化体 660～1,300m <sup>3</sup> (4,000万Bq/kg)
	<b>廃棄物由来</b>	6.5万～9.5万m <sup>3</sup>	6.5万～9.5万m <sup>3</sup>	6.5万～9.5万m <sup>3</sup>	4.3万～6.3万m <sup>3</sup>
構造②	<b>最終処分 (≤10万Bq/kg) ※管理型相当</b>	飛灰固型化体 5.0万～7.5万m <sup>3</sup> (3.6万Bq/kg)	飛灰固型化体 5.0万～7.5万m <sup>3</sup> (3.6万Bq/kg)	飛灰固型化体 5.0万～7.5万m <sup>3</sup> (3.6万Bq/kg)	飛灰固型化体 4.3万～6.3万m <sup>3</sup> (2.8万Bq/kg)
構造③	<b>最終処分 (&gt;10万Bq/kg) ※遮断型相当</b>	飛灰固型化体 1.4万～2.0万m <sup>3</sup> (13万Bq/kg)	飛灰固型化体 1.4万～2.0万m <sup>3</sup> (13万Bq/kg)	飛灰固型化体 1.4万～2.0万m <sup>3</sup> (13万Bq/kg)	飛灰固型化体 50～80m <sup>3</sup> (11万Bq/kg) 吸着剤安定化体 80～110m <sup>3</sup> (3,100万Bq/kg)
<b>最終処分場必要面積*</b>					
①土壤 安定型相当	約30万～43万m <sup>2</sup>	約23万～32万m <sup>2</sup>	—	—	—
③土壤 遮断型相当	—	—	約14万～27万m <sup>2</sup>	約0.3万～0.5万m <sup>2</sup>	約2.0万～2.4万m <sup>2</sup>
②廃棄物 管理型相当	約2.1万～2.7万m <sup>2</sup>	約2.1万～2.7万m <sup>2</sup>	約2.1万～2.7万m <sup>2</sup>	約1.3万～1.9万m <sup>2</sup>	約0.14～0.15万m <sup>2</sup>
③廃棄物 遮断型相当	約1.3万～1.9万m <sup>2</sup>	約1.3万～1.9万m <sup>2</sup>	約1.3万～1.9万m <sup>2</sup>	約1.3万～1.9万m <sup>2</sup>	約0.14～0.15万m <sup>2</sup>

\* 放射能濃度は2024年度末時点のものであり、対象となる濃度区分の物量を踏まえて計算。

\* 土壤最終処分場の構造については、放射性セシウムが溶出すると認められる場合は管理型相当となる。土壤の最終処分量は、締固め時のかさ密度(1.7 t/m<sup>3</sup>)で換算。

\* 最終処分必要面積については、安定型相当の処分場の場合には厚さ10m、遮断型相当の処分場の場合には厚さ5mとして算定。

埋立地必要面積のみの評価で、離隔距離の確保や附帯施設等は考慮していない。

\* いずれのシナリオにおいても、8,000Bq/kg以下の土壤が再生利用できず全量最終処分となった場合、最終処分量が更に700万～800万m<sup>3</sup>増となる。20

# 今後検討すべき事項

出典:第1回 環境再生に関する技術等検討会(2025年9月22日)資料4を一部修正

## ロードマップで示された事項

(※) : 復興再生利用と関連がある事項

- ① 県外最終処分の管理終了の検討 (※)
- ② 中間貯蔵施設内での土壤の取り出しに関する検討 (※)
- ③ 中間貯蔵施設内での運搬に関する検討 (※)
- ④ 県外最終処分・運搬のために必要な施設等についての検討
  - 中間貯蔵施設外での運搬についての検討
  - 県外最終処分のための施設等についての検討
- ⑤ 最新技術や知見に関する情報の継続収集 (※)
- ⑥ 減容技術等の効率化・低コスト化の検討に向けた技術開発 (※)
- ⑦ 各県外最終処分シナリオに関する全体処理システムとしての安全かつ効率的な運用の検討
  - 減容技術の組合せに関する検討
  - 減容化後の処分方法の検討
- ⑧ 県外最終処分の安定性の技術的検討
- ⑨ 県外最終処分場の立地に関する技術的検討
- ⑩ 県外最終処分対象物の放射能濃度と社会的受容性に関する検討
- ⑪ 地域とのコミュニケーションや地域共生のあり方の検討
- ⑫ 候補地選定のプロセスの具体化

ロードマップで優先的に検討するとされた事項

## その他に検討が必要と考えられる事項案

- ⑬ 現状の放射能濃度別の土壤・廃棄物量の把握
- ⑭ 土壤貯蔵施設から取り出し後の土壤の濃度分別に関する検討 (※)
- ⑮ 減容処理における生成物、廃水処理等副生成物等に関する検討

# ロードマップで示された事項の検討の進め方（1／4）

出典：第1回 環境再生に関する技術等検討会（2025年9月22日）資料4を一部修正

ロードマップで示された検討すべき事項等について、環境再生に関する技術等検討会（第1回）で検討の進め方を整理した。

## ① 県外最終処分の管理終了の検討

- ・どのような状態になった場合に放射性物質汚染対処特措法に基づく様々な措置を終了できるかといった考え方について整理する。
- ・復興再生利用における維持管理の終了の考え方の検討等と整合させながら進める。

## ② 中間貯蔵施設内の土壤の取り出しに関する検討

- ・中間貯蔵施設内の土壤貯蔵施設からの土壤の取り出し方法、必要な施設やその規模等について、土壤貯蔵施設の状況に応じて整理する。
- ・土壤の取り出しは復興再生利用でも必要な工程であることから、復興再生利用との整合性も考慮して検討を進める。

## ③ 中間貯蔵施設内の運搬に関する検討

- ・土壤貯蔵施設から取り出した土壤について、中間貯蔵施設内の運搬方法、必要な施設やその規模等について整理する。
- ・取り出した土壤の中間貯蔵施設内の運搬は復興再生利用でも必要な工程であることから、復興再生利用との整合性も考慮して検討を進める。

# ロードマップで示された事項の検討の進め方（2／4）

出典: 第1回 環境再生に関する技術等検討会(2025年9月22日)資料4

## ④ 県外最終処分・運搬のために必要な施設等についての検討

### ● 中間貯蔵施設外での運搬についての検討

- ・昨年度までに整理した放射能区分ごとの県外最終処分場への運搬に関する考え方を踏まえつつ、県外最終処分対象物の中間貯蔵施設から県外最終処分場への運搬方法や、必要な施設とその規模等について整理を行う。
- ・運搬時に用いる容器等や海上輸送の可能性についても考慮して進める。

### ● 県外最終処分のための施設等についての検討

- ・県外最終処分シナリオごとの県外最終処分場への埋立作業に必要な設備や、維持管理に必要な付帯施設・規模等の検討を行う。

## ⑤ 最新技術や知見に関する情報の継続収集

- ・県外最終処分に向けた検討の論点に関する最新技術や知見に関する情報収集を継続する。

## ⑥ 減容技術等の効率化・低コスト化の検討に向けた技術開発

- ・昨年度までの技術実証事業等の成果を踏まえつつ、引き続き減容技術等の更なる効率化・低コスト化の検討に向けた技術開発を行う。

# ロードマップで示された事項の検討の進め方（3／4）

出典：第1回 環境再生に関する技術等検討会（2025年9月22日）資料4

## ⑦ 各県外最終処分シナリオに関する全体処理システムとしての安全かつ効率的な運用の検討

### ● 減容技術の組合せに関する検討

- ・減容化により性状が変化することが想定されることから、廃棄物のシナリオ（4）で溶融飛灰を洗浄する場合等において、前段の減容化が後段の減容化に与える影響等の、減容技術の組合せに関する検討を行う。

### ● 減容化後の処分方法の検討

- ・減容化により性状が変化することが想定されることから、土壤のシナリオ（2）で分級処理後の細粒分を埋立処分する場合等において、減容化がその後の最終処分の施工性に与える影響等の検討を行う。

## ⑧ 県外最終処分の安定性の技術的検討

- ・⑦における減容化後の処分方法の検討の状況も踏まえつつ、各最終処分シナリオにおける最終処分を行う対象物の長期的安定性や、最終処分場の構造物の長期的安定性等について検討を行う。

## ⑨ 県外最終処分場の立地に関する技術的検討

- ・①～⑧の取組状況も踏まえつつ、県外最終処分場の候補地選定に当たって考慮すべき立地条件に関する技術的事項の整理を進める。

## ⑩ 県外最終処分対象物の放射能濃度と社会的受容性に関する検討

- ・①～⑧の取組状況も踏まえつつ、シナリオごとの最終処分対象物の放射能濃度と量に応じた、社会的受容性の変化等について検討を行う。

# ロードマップで示された事項の検討の進め方（4／4）



出典: 第1回 環境再生に関する技術等検討会(2025年9月22日)資料4

## ⑪ 地域とのコミュニケーションや地域共生のあり方の検討

- ・県外最終処分の実施前又は進行段階に応じたコミュニケーションの対象・内容・方法等や、コミュニケーションにおける透明性の確保について検討を行う。
- ・地域との一体的な地域共生のあり方や世代間・地域間の公正性の考え方について議論を進める。

## ⑫ 候補地選定のプロセスの具体化

- ・⑪を含む他の論点の検討状況を踏まえつつ、候補地選定のプロセスとして、事業実施に係る対象地域の具体的な検討方法について議論を進める。

## 理解醸成に係る取組状況

(2025年夏)

(2030年頃)

## 理解醸成・リスクコミュニケーション

## 復興再生利用に用いる除去土壤の呼称の決定

● ●  
 中央官庁での中間貯蔵施設の情報発信  
 中央官庁でのポスターの掲示  
 センター・ながどろひろば  
 含成パネル・総理大臣官邸・中央官庁での復興再生利用を  
 中央官庁でのポスターの掲示  
 中間貯蔵施設の展示  
 関西万博での展示  
 ディスカッショニによる発信・理解醸成

## 復興再生利用の必要性・安全性等についての全国民的な理解醸成、機運の醸成

ウェブページ・SNS等を通じた発信

本省、地方支分部局、所管法人等での発信

イベントにおける発信

所管業界への発信

## 安心感・納得感の醸成、社会受容性を拡大・深化させるための取組（見学会等）

中間貯蔵施設の見学会

東京電力福島第一原子力発電所と連携した見学

飯舘村長泥地区環境再生事業の見学会

中央官庁の花壇等への利用事例の活用（ふくしま復興フェア、こども震が関見学デー等）

震が関の中央官庁以外にある各府省庁の庁舎等での事例の活用

## 県外最終処分の実現に向けた理解醸成の取組

## 進歩の確認

WEBアンケート調査、理解醸成等の取組に係る参加者へのアンケートの調査等

目標す姿  
 県外最終処分の実現に向けて、復興再生利用の先行事例を  
 創出し、その拡大が見通せるよう、安心感・納得感を醸成する

# 全国での理解醸成活動等の実施（国内の理解醸成）

- 除去土壤等の県外最終処分・復興再生利用の実施に当たっては、全国民的な理解醸成が必要不可欠。若い世代向けの理解醸成（大学等での講義、現地WS等）、現地見学会、メディアとのタイアップによる情報発信、除去土壤を用いた鉢植え・プランターの設置を始めとした各種取組を展開中。
- 今年度は、最終処分・復興再生利用の安全性・必要性等について、特に、若い世代・自治体・メディア等への情報発信を更に進める等により、理解醸成の取組を強化。

## 若い世代向けの取組

### 大学等での講義



### 現地ワークショップ



## 現場見学

### 中間貯蔵施設 現地視察



福島県民を対象とした現地視察

### 再生利用実証事業 現地視察



福島、その先の環境へ。ツアー参加者  
中間貯蔵施設や飯館村長泥地区の  
実証事業事業エリアを対象とした  
現地見学会を開催

## メディアとのタイアップ等による情報発信



インフルエンサー（Youtuber）と  
連携した情報発信



YouTubeのCM発出



地方テレビ局と連携した情報発信

## 除去土壤を用いた鉢植え等の設置



総理大臣官邸



環境大臣室

2025年3月末時点で  
24施設に設置済み

# 全国での理解醸成活動等の実施（海外との協力・情報発信）

- **国際機関・二国間での対話等**の場を通じて、環境再生や復興が進む福島の情報発信を実施。
- 加えて、ICRP（国際放射線防護委員会）等の**国際機関及び駐日外交団等の方々**に対して**中間貯蔵施設等の視察を実施。**
- また、IAEA年次総会や**COP30ジャパン・パビリオンにおけるブース展示**を通じて、世界各国からの多くの会合 参加者に環境再生や復興の進む福島の情報発信を実施。
- さらに、2030年度末まで毎年、IAEAによる環境省の取組をレビューするフォローアップミッションが行われ、そのサマリーは毎回公表する。



IAEA総会（サイドイベント）での発表（2025年9月）



COP30（ペレン）への出展（2025年11月）



ICRPの委員による中間貯蔵施設視察（2024年11月）



海外メディアによる中間貯蔵施設の視察（2025年2月）



環境省